

土地改良区からのお願い

限られた水を有効に利用しましょう

1. まちやば管内の用水期間は **5月6日**から**9月25日**まで

※地区ごとに用水状況が異なりますので、詳細は各地区役員・総代にお尋ねください。
※用水を流す時には、裏作（小麦田等）には充分注意し通水しましょう。

2. かけ流しを絶対になくし、**用水の節約に努めましょう**

3. 適正な水門、堰板の管理を**しましょう**

※近年、集中豪雨による溢水被害が多発していますので、水門等の管理をお願いします。

平成28年度の渡良瀬川取水制限について

昨年は、少雨により草木ダムの水位が低下したため、渡良瀬川の取水制限が行われました。

- ・ 6月11日～6月25日 10%取水制限
- ・ 6月25日～7月20日 20%取水制限
- ・ 7月20日～9月2日 10%取水制限

皆様のご協力により、大事に至ることなく取水制限を乗り切ることが出来ました。今後も不安定な天候が予想されます。節水にご協力をお願いします。



皆様のご協力をお願いします!

水路環境の美化を推進するため、啓発看板を無償で提供しています。看板設置をご希望の方は、事務局までご連絡をお願いいたします。

農地を異動した場合は、 届出を忘れずにお願いします!

(詳細は、6ページをご覧ください)

土地改良区への届出がない限り、前年度同様に賦課されてしまいますので、ご注意ください。

届出は、毎年3月31日までにお願いします。届出用紙が必要な場合は、土地改良区(0276-33-7181)までご連絡ください。各農協の窓口にもご用意しています。

廃棄物の不法投棄や不法焼却と思われる現場を確認したら、情報提供をお願いします。

[不審な行為に対する通報・問合せ先]

ハイゴミ通報
0120-81-5324

(群馬県産廃物・リサイクル課内)